

# 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び 同法施行令に係る千葉県入札・契約事務運用マニュアル

平成13年3月22日制 定  
令和8年3月23日最終改正

## 1 目的

このマニュアルは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「法」という。）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」（以下「令」という。）に基づき義務付けられた事項について、その運用方針を定め、千葉県の各発注機関が統一的な対応をすることにより、県発注工事の適正な執行を図ることを目的とする。

## 2 毎年度の発注見通しに関する事項の公表【当初・追加分】

(法第7条) 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

(令第5条) 地方公共団体の長は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事（予定価格が400万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であつて当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

一 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要

二 入札及び契約の方法

三 入札を行う時期（随意契約の場合にあつては契約締結時期）

2 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。

一 公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法

3 前項第2号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、あらかじめ、当該閲覧に供する方法を告示しなければならない。

4 第2項第2号に掲げる方法で公表した場合においては、当該年度の3月31日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

[対応] 発注見通しの公表方法等は、以下により行うものとする。

### (1) 対象工事（令第5条第1項）

当該年度に発注する予定の工事のうち、予定価格が400万円を超える工事。

（ただし、公表時点で発注見通しのたっていない工事（別記参照）は除く。）

別記 「発注見通しのたっていない工事」の例示

- 1 当該年度の工事に必要な土地等の取得が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- 2 当該年度の工事に必要な他の公物管理者等との協議・調整が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- 3 当該年度の工事に必要な関係機関（関係者）との協議・調整、埋蔵文化財調査が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- 4 当該年度に組み込まれている詳細設計等が未了で、見通しとして公表することができないと判断される工事
- 5 附帯工事・受託工事等で、県・市町村議会承認等が未了のため、見通しとして公表することができないと判断される工事
- 6 災害発生期間中又は災害発生直後、又は事故等で緊急的に行う工事
- 7 他の工事の入札状況や執行状況に影響を受ける工事及び管理施設・構造物等の損傷程度の確認等に関連した不確定要素により、緊急的に実施する工事等
- 8 国の補助事業について、交付決定がなされていない工事

ただし、次に掲げるものについて、発注時期も含めて、各公表項目について見通しのたっているものは公表するものとする。

- ・ 交付決定前であっても、補助内示があり、県において予算措置されているもの。
- ・ 千葉県国土強靱化地域計画に位置付けられた工事は、補正予算の補助内示があったもの。
- ・ 災害復旧に関する工事は、災害査定を実施し現地決定したもの。

### (2) 公表様式（令第5条第1項）

別紙様式1により公表するものとする。

なお、工事概要について、工事規模が把握できるよう、工事延長、面積、規格などを記載すること。

記載例 ・ブロック張護岸工事 L=約〇〇m、A=約〇〇m<sup>2</sup>  
・切削オーバーレイ L=約〇〇m又はA=約〇〇m<sup>2</sup>  
・下水道管（φ〇〇）敷設 L=約〇〇m  
・浚渫工 V=約〇〇〇m<sup>3</sup>  
・ゲート（〇〇×〇〇×〇〇）製作据付工 1式  
・工事発注規模 ●●万円以上●●万円未満  
※記載する設計価格帯は、令和8年3月23日付け建不第1176号通知による。

(3) 公表方法（令第5条第2項及び第3項）

公表はインターネットを利用した方法とする。

(4) 公表期間（令第5条第4項）

公表後、当該年度の3月31日まで閲覧に供するものとする。

(5) 公表時期（令第5条第1項）

毎年度4月中旬を目途に当該年度の発注見通しを公表するものとする。

公表後、四半期（7月、10月、1月の各月の1日を目途とする。）ごとに追加工事（新たに発注見通しのたった工事及び補正予算による工事）の発注見通しを公表するものとする。また、必要に応じ毎月（各月の1日を目途とする。）ごとに追加工事（新たに発注見通しのたった工事及び補正予算による工事）の発注見通しの公表ができるものとする。このほか、特別の事情がある場合は、公表日を変更又は追加できるものとする。

なお、備考欄に「〇月〇日追加分」と明記する。

### 3 毎年度の発注見通しに関する事項の公表【変更分】

（法第7条）2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

（令第5条）5 地方公共団体の長は、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途として、第1項の規定により公表した発注見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

（令第6条）前条第2項から第4項までの規定は、変更後の発注見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

[対応] 公表事項の内容に変更が生じた場合の公表方法等は、以下により行うものとする。

(1) 対象工事（令第5条第5項）

発注見通しを公表した工事のうち、変更事項がある工事。

(2) 公表様式（令第5条第5項）

別紙様式1により公表するものとする。

なお、備考欄に変更内容を明記する。

(3) 公表時期（令第5条第5項）

毎年度四半期（7月、10月、1月の各月の1日を目途とする。）ごとに、追加工事の発注見通しと併せて公表するものとする。また、必要に応じ毎月（各月の1日を目途とする。）ごとに追加工事（新たに発注見通しのたった工事及び補正予算による工事）の発注見通しの公表ができるものとする。このほか、特別の事情がある場合は、

公表日を変更又は追加できるものとする。

(4) 公表方法、期間（令第6条）

当初分及び追加と同様とする。

4 入札及び契約の過程に関する事項の公表

(法第8条) 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 (略)

(令第7条) 地方公共団体の長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- 二 自治令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿
- 三 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 地方公共団体の長は、公共工事（予定価格が400万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 自治令第167条の5の2の規定により一般競争入札に参加する者に資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
- 二 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- 三 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- 四 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）

- 五 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- 六 自治令第167条の10第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- 七 自治令第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みした者の商号又は名称
- 八 自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）又は自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項若しくは第2項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行った場合における次に掲げる事項
  - イ 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由
  - ロ 自治令第167条の10の2第3項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者決定基準
  - ハ 自治令第167条の10の2第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
  - ニ 自治令第167条の10の2第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- 九 （略）
- 十 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 3 （略）
- 4 前3項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行わなければならない。
- 5 第5条第3項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。
- 6 第2項又は第3項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日（第2項第1号から第8号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項

については、契約を締結した日)の翌日から起算して1年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

[対応] 入札及び契約の過程の公表等は、以下により行うこととする。

(1) 競争参加資格 (令第7条第1項第1号及び第2号)

地方自治法施行令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定に基づき、公告(県報)して公表する。

(2) 有資格者名簿 (令第7条第1項第1号及び第2号)

許可番号、名称、所在市区町村、電話番号及び業種ごとの等級について公表する。公表はインターネットを利用した方法とする。

(3) 指名基準 (令第7条第1項第3号)

公表はインターネットを利用した方法とする。

(4) 一般競争入札競争参加資格をさらに定めた場合の資格 (令第7条第2項第1号)

「建設工事に係る一般競争入札の実施要領」に基づき、公告(公表・県報)により公表する。

(5) 一般競争入札に参加させなかった者の名称及び理由 (令第7条第2項第2号)

「建設工事に係る一般競争入札の実施要領」に基づき、当該工事の主管課において閲覧に供する。

なお、公表期間は、公表した年度の翌年度末までとする。

(6) 競争参加者、指名者名、入札者及び入札金額並びに落札者及び落札金額、最低制限価格未満の入札者名 (令第7条第2項第3～5号及び第7号)

「入札結果等の公表に関する事務取扱要領」に基づき、各発注機関において公表する。

なお、公表期間は、公表した年度の翌年度末までとする。

(7) 低入札価格調査を実施した場合の調査結果の概要 (令第7条第2項第6号)

「建設工事等低入札価格調査実施要領」に基づき公表する。

なお、公表期間は、公表した年度の翌年度末までとする。

(8) 低入札価格調査を行い、次順位者等を落札者とした場合の決定理由 (令第7条第2項第6号及び第8号ニ)

「建設工事等低入札価格調査実施要領」に基づき公表する。

なお、公表期間は、公表した年度の翌年度末までとする。

(9) 指名理由 (令第7条第2項第3号)

予定価格が400万円を超える工事について、別紙様式5により、各発注機関においてインターネットを利用した方法により公表する。

なお、公表期間は、公表した年度の翌年度末までとする。

(10) 総合評価競争入札を実施した場合の理由、落札者決定基準等 (令第7条第2項第8号イ～ハ)

「入札結果等の公表に関する事務取扱要領」に基づき、各発注機関において公表する。  
なお、公表期間は、公表した年度の翌年度末までとする。

- (11) 随意契約を行った場合の契約の相手方を選定した理由（令第7条第2項第10号）  
「随意契約適正化の取組指針」に基づき公表する。

## 5 契約内容に関する事項

(法第8条) 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 (略)
- 二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

(令第7条) 2 地方公共団体の長は、公共工事（予定価格が400万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一～八 (略)
- 九 次に掲げる契約の内容
  - イ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - ロ 公共工事の名称、場所、種別及び概要
  - ハ 工事の着手時期及び工事の完成の時期
- 二 契約金額
- 十 (略)

3 地方公共団体の長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第9号ロから二までに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。

4 前3項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行わなければならない。

5 第5条第3項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。

6 第2項又は第3項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日（第2項第1号から第8号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事項については、契約を締結した日）の翌日から起算して1年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

[対応] 契約内容の公表方法等は、以下により行うものとする。

- (1) 当初分

① 対象工事（令第7条第2項）

当該年度に発注した工事のうち、予定価格が400万円を超える工事

② 公表様式（令第7条第2項第9号）

別紙様式7により、各発注機関において公表するものとする。

③ 公表方法（令第7条第4項及び第5項）

各発注機関においてインターネットを利用した方法により公表する。

④ 公表期間（令第7条第6項）

公表した年度の翌年度末までとする。

⑤ 公表時期（令第7条第2項）

契約締結後、遅滞なく公表するものとする。

(2) 変更分

① 公表様式

別紙様式8により、各発注機関においてインターネットを利用した方法により公表する。

② 公表方法、期間、時期

当初分と同様とする。

6 不正行為等に対する措置等

(1) 公正取引委員会への通知

(法第10条) 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

[解説] 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、「独占禁止法」という。）の以下に該当する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

① 私的独占又は不当な取引制限の禁止（独占禁止法第3条）

② 事業者団体による一定の取引分野における競争の制限（独占禁止法第8条）

[対応] 談合情報対応マニュアル（平成6年4月15日施行）に基づき対応する。

(2) 国土交通大臣又は都道府県知事への通知

(法第11条) 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第2条第3項に規定する

建設業者をいう。次条において同じ。)に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

- 一 建設業法第8条第9号、第10号(同条第9号に係る部分に限る。)、第11号(同条第9号に係る部分に限る。)、第12号(同条第9号に係る部分に限る。)  
若しくは第13号(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)  
又は第28条第1項第3号、第4号(同法第22条第1項に係る部分に限る。)  
若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当すること。
- 二 第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項、第2項若しくは第4項又は同法第19条の3第2項、第19条の5、第20条第2項若しくは第6項、第26条第1項から第3項まで、第26条の2若しくは第26条の3第6項の規定に違反したこと。

[解説] 建設業法(以下「業法」という。)の以下に該当すると疑うに足りる不正行為等の事実があるときは、当該建設業者を許可した行政庁(国土交通大臣及び都道府県知事)又は当該事実に係る営業が行われている区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

- ① 受注者が暴力団員等(業法第8条第9号～13号)
- ② 他法令違反(業法第28条第1項第3号)
- ③ 一括下請負(業法第28条第1項第4号)
- ④ 無許可業者との下請契約(軽微な工事を除く)(業法第28条第1項第6号)
- ⑤ 元請となった建設業者が一般建設業者である場合における一定金額以上の下請契約締結(業法第28条第1項第7号)
- ⑥ 実情を知って、営業停止中の建設業者及び営業禁止中の者との下請契約締結(業法第28条第1項第8号)
- ⑦ 施工体制台帳の作成の不備(業法第24条の8第1項)
- ⑧ 施工体系図の作成の不備(業法第24条の8第4項)
- ⑨ 再下請の通知の不備(業法第24条の8第2項)
- ⑩ 著しく短い工期の禁止(業法第19条の5)
- ⑪ 主任技術者、監理技術者の配置等の不備(業法第26条)
- ⑫ 専門工事に係る下請及び技術者の配置の不備(業法第26条の2)
- ⑬ 特定専門工事に係る元請負人の配置技術者の要件の不備(業法第26条の3第6項)

[対応] 許可行政庁等への通知は、以下により行うものとする。

① 報告及び指導

指導監督機関の長（千葉県建設工事適正化指導要綱（以下「指導要綱」という。）第2条に定義する「指導監督機関の長」）は、不正行為等の事実があるときは、指導要綱第12条第3項の規定により県土整備部長に報告するとともに、当該建設業者に対し必要な指導を行うものとする。

② 建設業者への措置

県土整備部長は、指導監督機関の長の報告を受けたときは、その後の是正状況等について勘案の上、当該建設業者が千葉県知事許可にあっては業法に基づく指示、営業の停止、許可の取消等を行うものとする。

なお、建設業の許可が千葉県知事許可以外の許可にあっては、その対応について当該許可行政庁と協議するものとする。

**(3) 指名停止基準の公表**

公表はインターネットを利用した方法とする。

[解説] 県が発注する建設工事等の契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載された者が工事事故等を引き起こした場合における指名停止等に関して、必要な措置を定めることを目的とし、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領が定められている。また、法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、「指名停止については、その恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、各省各庁の長等（地方公共団体の長を含む。）は、あらかじめ、指名停止基準を策定し、これを公表するものとする。」とされている。

**7 適正な金額での契約の締結等のための措置**

**(1) 入札金額の内訳の提出**

(法第12条) 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

[解説] 見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札参加者に対して、入札金額と併せて入札金額の内訳書の提出が義務づけられた。

[対応] 千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領（平成27年4月1日施行）に基づき対応する。

## (2) 各省各庁の長等の責務

(法第13条) 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

[解説] 談合等の不正行為やダンピング受注の疑義がある場合には、入札金額の内訳を適切に確認することとされた。

[対応] 千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領（平成27年4月1日施行）に基づき対応する。

## 8 施工体制の適正化

### (1) 一括下請負の禁止（受注者への義務付け）

(法第14条) 公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。

[解説] 一括下請負は、業法第22条第3項の規定により政令で定めるものを除き、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には禁止しないこととされていたが、公共工事については一括下請負が全面禁止とされた。

### (2) 施工体制台帳の作成及び提出等（受注者への義務付け）

(法第15条) 公共工事についての建設業法第24条の8第1項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されるものを含む。）の写しを発注者に提出しなけれ

ばならない。この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。

3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（第17条第1項において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

[解説]

- ① 第1項の規定により、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合、下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。また、公共工事における施工体系図の掲示場所については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示することが義務づけられた。
- ② 第2項の規定により、公共工事における施工体制台帳については、発注者への提出が義務付けられた。
- ③ 第3項の規定により、公共工事の受注者は、発注者から工事現場における技術者の設置状況その他の施工体制が施工体制台帳に合致しているかどうかの点検を求められた場合、これを拒んではならないとされた。

### (3) 地方公共団体の長の責務

(法第17条) 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

2 前項に規定するもののほか、同項の各省各庁の長等は、前条の規定により読み替えて適用する建設業法第25条の28第1項及び第2項に規定する措置が適確に講じられるよう、これらの規定に規定する建設業者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

[解説] 公共事業の発注者は、当該施工体制が施工体制台帳に合致しているかどうかについて、点検その他必要な措置を講じなければならない。

[対応] 施行体制の点検は、以下により行うものとする。

① 点検は、別紙様式9により、指導監督機関の長が行う。

主な点検事項は以下のとおり

- ア. 施工体制台帳
- イ. 施工体系図
- ウ. 下請契約書

エ. 再下請通知書

オ. 標識等の掲示

カ. 技術者の配置状況

② 対象工事は、千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第1項の下請業者選定通知書等の提出のあった工事とする。

③ 点検結果に基づく必要な措置として、点検の結果、必要がある場合には、指導監督機関の長は是正の指導を行う。

なお、その後の処理は、前記8の(2)の対応による。

## 附 則

このマニュアルは、令和8年4月1日から施行する。